

岡崎市阿知和地区工業団地造成事業

募集要項

令和3年4月

【令和3年7月2日修正版】

岡崎市

【 目 次 】

第 1 募集要項等の位置付け.....	1
第 2 事業の目的及び内容.....	2
1 事業名称.....	2
2 公共施設等の種類.....	2
3 公共施設等の管理者の名称.....	2
4 事業の目的.....	2
5 事業の概要.....	3
6 事業スキーム.....	3
7 市及び進出予定企業との調整方法（関係者会議の実施等）.....	4
8 事業の業務内容.....	4
9 事業費の考え方.....	7
10 事業期間.....	8
11 事業スケジュール.....	8
12 本事業の実施にあたり遵守すべき法規制・適用基準等.....	9
第 3 応募者等の備えるべき要件等.....	10
1 応募者の構成等.....	10
2 応募者の備えるべき参加資格要件.....	11
第 4 事業者募集等のスケジュール.....	15
1 事業者の募集及び選定の方法.....	15
2 募集及び選定のスケジュール.....	15
第 5 応募手続き等.....	16
1 現地説明会.....	16
2 募集要項等に関する質問の受付・回答の公表.....	16
3 参加表明書、参加資格確認申請書及び、一次提案書の受付.....	16
4 資格審査及び一次審査結果通知書の送付.....	17
5 資格審査及び一次審査における非通過理由の説明要求の受付.....	17
6 参加を辞退する場合.....	17
7 競争的対話の実施.....	17
8 二次提案書の受付.....	17
9 二次提案書に関するプレゼンの実施.....	18
10 優先交渉権者の決定及び公表.....	18

11 応募に関する留意事項	18
12 提案価格の上限	20
第6 優先交渉権者の決定等	21
1 審査委員会の設置	21
2 審査基準等	21
3 優先交渉権者の決定	22
4 選定結果の公表	22
5 審査講評及び計画概要書の公表	22
第7 提案に関する条件（事業実施に関する事項）	23
1 立地条件等	23
2 本事業に関連する資料等	24
3 土地の取得等に関する事項	26
4 業務の要求水準	26
5 事業者の責任の履行に関する事項	26
6 事業の終了	26
7 本事業の実施状況のモニタリング	26
第8 事業契約に関する事項	27
1 基本協定の締結	27
2 SPCの設立	27
3 優先交渉権者との交渉と事業契約の締結	27
4 契約保証金等	27
5 事業者の権利義務等に関する制限	27
6 市と事業者の責任分担	27
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	28
8 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	28
9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	28
第9 その他	30
1 議会の議決	30
2 情報の公表	30
3 担当部署	30

【用語の定義】

本募集要項では次のように用語を定義するほか、本文中において明示する。

市	岡崎市のこと。
本事業	岡崎市阿知和地区工業団地造成事業のこと。
スマートＩＣ	高速道路に設置されるスマートインターチェンジの略。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
PFI事業	PFI法に基づき実施する事業のこと。
本施設	本事業により整備される施設を総称していう。
指定部分	本施設のうち、先だって引渡し（令和8年3月末の引渡し）を行うことを指定している東名高速道路跨道橋、造成協力地を総称している。
実施方針等	令和2年2月10日に公表された「阿知和地区工業団地事業実施方針」及び令和2年2月27日に公表された「阿知和地区工業団地造成事業要求水準書（案）」（いずれも公表後の変更及び当該資料に係る質問回答書を含む。）をいう。
募集要項等	募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、モニタリング計画書、支払方法説明書、基本協定書（案）、事業契約書（案）等、募集要項の公表時に公表される書類をいう。
進出予定企業	市が別途、公募により選定する阿知和地区工業団地において10ha以上の区画を希望する進出予定の立地企業をいう。
応募者	本業務を円滑に遂行することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有し、本事業に応募する単独企業又は複数の企業で構成されるグループをいう。
ＳＰＣ (特別目的会社)	Special Purpose Companyの略。本事業の実施のみを目的として選定事業者により設立される会社をいう。特別目的会社ともいう。
構成員	応募者を構成する企業をいう。
代表企業	応募者の構成員のうち、応募手続を行う企業で、ＳＰＣを設立する場合はＳＰＣに出資する企業をいう。
構成企業	応募者の構成員のうち、代表企業以外の企業で、ＳＰＣを設立する場合はＳＰＣに出資する企業をいう。
協力企業	応募者の構成員のうち、ＳＰＣに出資せず、ＳＰＣから直接業務を受託又は請負を予定している企業をいう。
審査委員会	岡崎市阿知和地区工業団地造成事業者選定審査委員会をいう。

第1 募集要項等の位置付け

市は、民間の経営能力及び技術能力の活用により、効率的かつ効果的に事業の推進を図るため、令和3年4月19日に、PFI法第7条の規定に基づき、岡崎市阿知和地区工業団地造成事業を特定事業として選定した。

本募集要項等は、PFI法に基づき、特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、募集、審査、優先交渉権者の選定及び事業契約の締結の諸手続について定めるものである。

なお、募集要項等と実施方針等及び質問回答書に相違がある場合は、募集要項等の規定が優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答及び募集要項等に関する質問に対する回答によることとする。

＜募集要項等の一覧＞

- ・募集要項（本資料）
- ・別添1：要求水準書
- ・別添2：審査基準書
- ・別添3：様式集及び記載要領
- ・別添4：支払方法説明書
- ・別添5：モニタリング計画書
- ・別添6：基本協定書（案）
- ・別添7：事業契約書（案）
- ・別添8：設計・施工協力協定（案）

第2 事業の目的及び内容

1 事業名称

岡崎市阿知和地区工業団地造成事業

2 公共施設等の種類

(1) 関連公共施設

ア 阿知和地区工業団地 関連施設

- ・場内道路（道路排水、道路付属施設、道路安全施設等を含む。）
- ・水道施設（水道管等）

イ 周辺アクセス道路等

- ・北アクセス道路（当初契約には含まず、追加の契約（本事業に係る変更契約又は別途随意契約）を予定する。）
- ・東名高速道路跨道橋（井ノ口橋の架け替え及び西阿知和橋の撤去を行う。）
- ・市道東阿知和滝1号線（阿知和新橋～東名高速道路の区間について、幅員4mの市道として再整備を行う。）

(2) 宅地造成施設

ア 阿知和地区工業団地

- ・開発区域内のビオトープ及びスマートＩＣの粗造成等を含む。
- ・開発区域内の調整池及び水路、開発区域外の流末水路等の整備を含む。
- ・造成にあたっては、近隣の造成協力地を活用する。

3 公共施設等の管理者の名称

- ・岡崎市長 中根 康浩（本施設のうち水道施設を除いた施設）
- ・岡崎市水道事業及び下水道事業管理者 伊藤 茂（本施設のうち水道施設）

4 事業の目的

市は、自動車を始めとする輸送用機械、生産用機械など愛知県内有数の製造業の集積地であり、東名高速道路岡崎インターチェンジや新東名高速道路岡崎東インターチェンジ、伊勢湾岸自動車道豊田東インターチェンジの開設、東西・南北の主要道路交通網の整備によって、企業立地に優位性の高い地域特性を有している。

今後の市の発展に当たっては、この優位性を活用した次世代産業を含む企業の誘致や集積を図るための企業用地の確保が急務である。

本事業は、「第6次岡崎市総合計画後期基本計画」及び「岡崎市商工振興計画」に位置付けられた事業であり、現在、整備計画中である（仮称）岡崎阿知和スマートＩＣの開通を見据え、企業の工業用地への進出需要がより一層高まる中、その需要に応え、企業を複数誘致することで、ものづくりの中心地として地域経済の発展、将来の雇用の促進等を図ることを目的に、本施設の整備等を実施する。

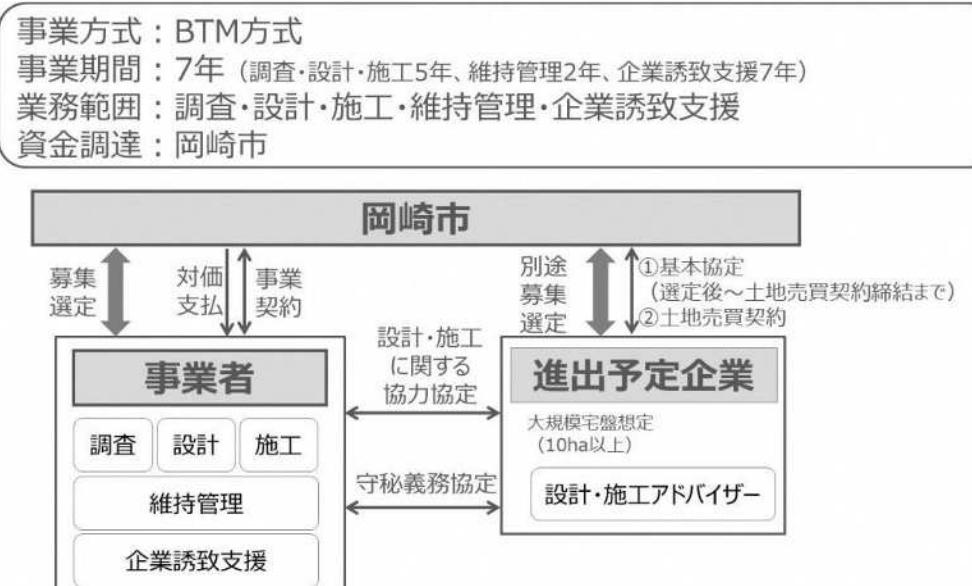
5 事業の概要

本事業は、本施設に係る調査、設計、施工及び維持管理並びに企業誘致支援を一体的に実施し、民間事業者の持つ技術力やノウハウを最大限活用して、魅力ある工業団地の形成及び財政負担の抑制を図るために、PFI法に基づいて実施する。

6 事業スキーム

本事業の事業方式は、事業者が、本施設の設計・施工を行った後、維持管理を行うとともに、これらと併せて企業誘致支援を行うBTM（Build Transfer Maintenance）方式とする。

事業者は、本事業の実施にあたり、進出予定企業と設計・施工に関する協力協定を締結し、進出予定企業の意見を踏まえた上で、市にとって最適な設計・施工を実施する。



7 市及び進出予定企業との調整方法（関係者会議の実施等）

市及び進出予定企業の意向を確認するとともに、事業者が業務状況の報告を行うため、市、進出予定企業及び事業者の三者により構成する関係者会議を定期的に開催する。関係者会議は、設計業務及び施工業務期間（本施設の引渡しまでの期間）中、年間4回を目途に開催する。詳細については、市、進出予定企業及び事業者で協議し、決定する。

なお、関係者会議に限らず、事業者は業務の遂行にあたり、市及び進出予定企業と必要に応じて個別に協議する。関係者会議及び個別協議の内容は、その都度、事業者が打合せ記録簿を作成し、相互に確認する。

8 事業の業務内容

本事業における役割分担及び事業者が実施する業務の概要を以下に示す。

(1) 本事業における役割分担

業務	段階	項目	市	事業者
関連公共整備業務 ・ 宅地造成業務	調査・設計段階	用地取得	○	
		埋蔵文化財発掘調査	○※1	
		水文調査（事前）	○※1	
		その他調査（測量・地質等）	○	△※2
		詳細設計（北アクセス道路、東名高速道路跨道橋、スマートＩＣ予定地）	○	
		詳細設計（上記以外）		○
		環境影響評価（事前）		○※3
	施工段階	許認可の取得	○	
		許認可の取得に係る協議用資料の作成		○
		環境影響調査（工事中）	△※4	○※4
		水文調査（工事中）	○※4	
		埋蔵文化財立会調査（工事中）	○	
維持管理業務	維持管理段階	工事		○
		確定測量		○
		登記事務	○	
企業誘致支援業務	企業誘致支援段階	企業誘致支援		○

※1 埋蔵文化財発掘調査及び水文調査（事前）は、令和2～4年度に実施する。

※2 必要に応じ、事業者が追加の調査を行う。

※3 事前の環境影響評価の内容は要求水準書(案)に記載する。

※4 大気汚染、水質汚濁、騒音及び振動に関する調査は事業者が、猛禽類調査及び水文調査は市が、それぞれ行う。

(2) 事業者が実施する業務の概要

ア 関連公共整備業務

関連公共整備業務は、2(1)に示す関連公共施設の整備に関する調査、設計及び施工の各業務を行うものである。なお、北アクセス道路、東名高速道路跨道橋については、施工業務のみを行うものである。また、調査、設計及び施工の各業務は宅地造成業務と一体的に行う。

【調査、設計及び施工の各業務の主な内容】

- ・調査業務は、本施設の設計・施工に必要な測量、地質調査等を行う。
- ・設計業務は、本施設の詳細設計、許認可の取得に係る協議用資料の作成等を行う。
- ・施工業務は、本施設の整備、完成図の作成等を行う。

イ 宅地造成業務

宅地造成業務は、2(2)に示す宅地造成施設の整備に関する調査、設計及び施工の各業務を行うものである。なお、宅地造成業務は、関係者会議における意見を反映して行う。

ウ 維持管理業務

維持管理業務は、工事完成後に全ての施設を市に引き渡した後、分譲中の区画（土地売買契約を締結し、市からの引き渡しが未了のものを含む。）、道路、排水路、法面、調整池等の維持管理を2年間行うものである。

また、進出予定企業によるビオトープが形成されるまでの措置として、猛禽類の餌場環境の代償措置の維持管理を行う。

エ 企業誘致支援業務

企業誘致支援業務は、パンフレットの作成、ホームページ開設等、立地企業の誘致に係る支援を行うものである。進出予定企業及びその他の企業の募集、売買契約の締結については、市が実施する。

なお、進出予定企業の募集事業が不調となった場合には、企業訪問等を含めた企業誘致活動を行う業務を追加することがある。業務内容の詳細は、市と事業者が協議のうえ決定する。

オ その他一般的事項

(ア) 協議・許認可の取得

本事業においては以下の協議及び許認可の取得（以下「許認可の取得等」という。）を予定する。許認可の取得等は、基本的に市が行い、事業者は許認可の取得等に係る協議用資料の作成及び看板、チラシ等の説明会の開催に必要な準備を行う。

- ・都市計画法に基づく、開発許可申請
- ・森林法に基づく、連絡調整（林地開発協議）及び伐採に係る届出書の提出
- ・砂防法に基づく、砂防指定地内行為に係る協議
- ・土壤汚染対策法に基づく、一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の提出
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく、過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書の提出
- ・自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく、大規模行為の通知
- ・流末排水に係る河川管理者及び矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議
- ・水道事業管理者との協議
- ・道路計画に係る道路管理者との協議、道路標識の設置に係る協議や交差点協議等の公安協議
- ・橋梁架け替え工及び造成協力地に係る中日本高速道路株式会社等との協議
- ・岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に係る建築行為等の景観協議
- ・岡崎市周辺環境に影響を及ぼす恐れのある特定事業の手続き及び実施に関する条例に基づく協議等
- ・林野庁への林道廃止届
- ・その他事業を実施するうえで必要な協議及び許認可の取得

(イ) 登記事務・確定測量

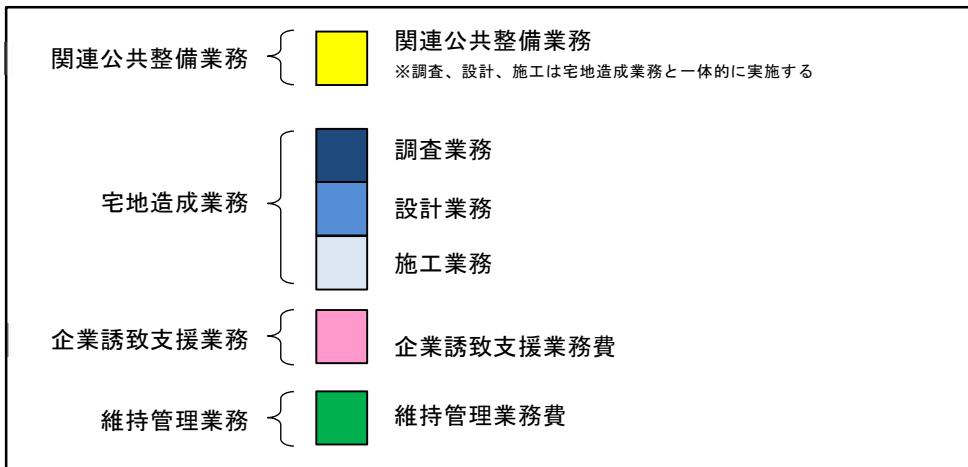
最終的な確定測量は事業者が実施し、本事業に係る土地の地目変更、分筆、合筆等の登記事務は市が実施する。また、事業者は、市の実施する分筆登記事務に必要な図書の作成を実施する。

なお、設計に必要な外周測量の成果は、令和3年7月頃に貸与を予定している。赤線等の整理については、市が実施中であり、令和3年度中に、法務局に地籍調査に基づく地図の備付を行う予定である。

9 事業費の考え方

(1) 事業費算出体系図

事業費の算出体系を以下に示す。



(2) 分譲単価の決定

分譲単価は、総事業費、周辺地価の動向及び提案内容等を勘案のうえ、市が決定する。

(3) 事業者の収入

以下に、本事業に係る事業者の収入を示す。詳細については、別添4「支払方法説明書」に示す。

ア 関連公共整備及び宅地造成業務に係る対価

関連公共整備及び宅地造成業務に係る費用は、関連公共整備及び宅地造成業務期間中に、毎年度1回、当該年度までの出来高の10分の9以内の額を支払い、残額は本施設の引渡し後に支払う。

なお、指定部分については、毎年度1回、出来高の10分の9以内の額を支払い、指定部分の引渡し後に、残額を支払う。

イ 維持管理業務に係る対価

維持管理業務に係る費用は、本施設の引渡し後、2年間の均等払い（2回払い）にて支払う。

ウ 企業誘致支援業務に係る対価

企業誘致支援業務に係る費用は、事業期間中において均等払い（7回払い）にて支払う。

(4) 事業費の変更及び改定

事業費の変更及び改定の方法は、別添4「支払方法説明書」に示す。

10 事業期間

本事業の事業期間は、市と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和11年3月末までの期間（7年）とする。

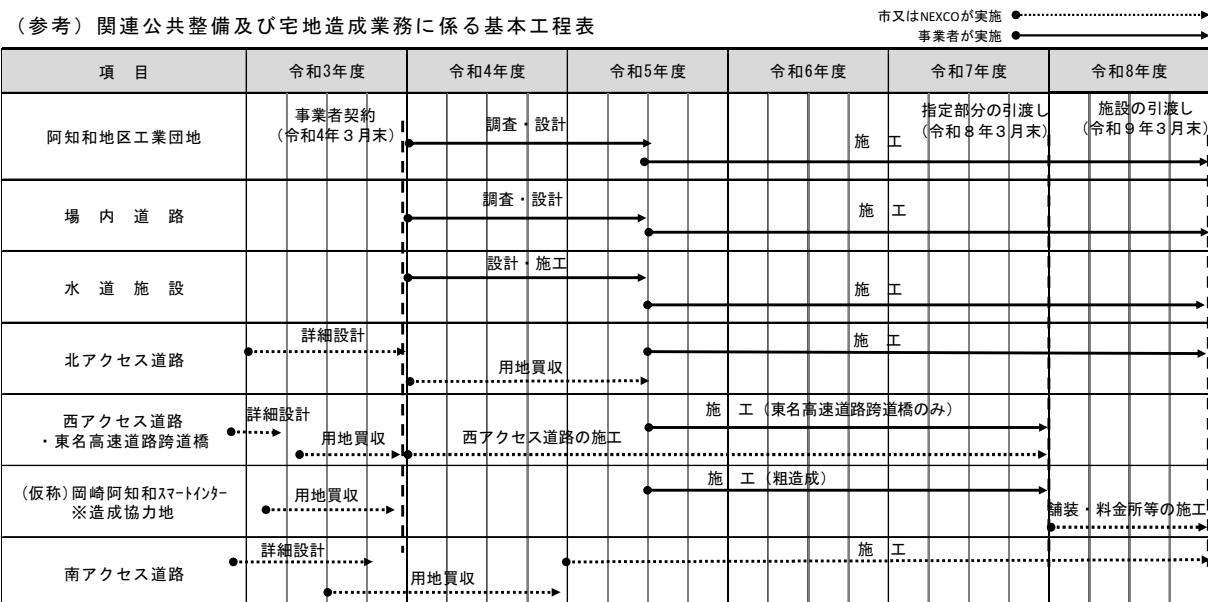
ただし、維持管理にかかる調整池の土砂の流出状況等に応じ、事業期間の延長について協議を求める場合がある。

11 事業スケジュール

令和8年3月末の指定部分の引渡し、及び令和9年3月末の本施設の引渡しを前提として、以下の事業スケジュールを予定する。

事業契約の仮契約締結	令和4年1月
事業契約の本契約締結	令和4年3月
関連公共整備及び宅地造成業務 (調査・設計・施工)	令和4年4月～令和9年3月
指定部分の引渡し	令和8年3月末
本施設の引渡し	令和9年3月末
維持管理業務	令和9年4月～令和11年3月
企業誘致支援業務	令和4年4月～令和11年3月
事業終了	令和11年3月末

また、以下に参考として市が想定する基本工程表を示す。



1.2 本事業の実施にあたり遵守すべき法規制・適用基準等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等は、別添1「要求水準書」を参照すること。

第3 応募者等の備えるべき要件等

1 応募者の構成等

(1) 応募者の条件

応募者は、本業務を円滑に遂行することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有し、本事業に応募する単独企業又は複数の企業で構成されるグループとする。

(2) 代表企業の選定

ア 応募者は、構成員の中から応募手続きを代表して行う代表企業を定める。

イ 代表企業は、本事業への応募手続や、優先交渉権者となった場合における契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担う。

(3) 特別目的会社（ＳＰＣ）設立について

優先交渉権者となった応募者が、本事業を遂行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてＳＰＣを設立することができる。

ただし、ＳＰＣを設立する場合は、次の要件を全て満たさなければならない。

ア 構成員のＳＰＣに対する出資比率は全体の50%を超えること。

イ 代表企業は、ＳＰＣへの出資者のうち最大の出資を行うこと。

ウ 出資者は、本事業が終了するまでＳＰＣの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他的一切の処分を行わないこと。

なお、【ＳＰＣを設立する場合】又は【ＳＰＣを設立しない場合】における応募者の構成員は以下の定義に分類される。

【ＳＰＣを設立する場合】

用語	定義
代表企業	応募者の構成員のうち、応募手続を行う企業で、ＳＰＣに出資する企業
構成企業	応募者の構成員のうち、代表企業以外の企業で、ＳＰＣに出資する企業
協力企業	応募者の構成員のうち、ＳＰＣに出資せず、ＳＰＣから直接業務を受託又は請負を予定している企業

【ＳＰＣを設立しない場合】

用語	定義
代表企業	応募者の構成員のうち、応募手続を行う企業
構成企業	応募者の構成員のうち、代表企業以外の企業

(4) 複数応募の禁止

応募者の構成員又は次のアからウまでのいずれかに該当する者は、他の応募者の構成員になることを認めない。

ア 応募者の構成員と資本関係にある者

次のいずれかに該当する者をいう。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）を同じくする子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある者。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者。

イ 応募者の構成員と人的関係のある者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）と、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている者。
- (イ) 一方の会社の代表権を有する者と、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者。

ウ その他参加の適正さが阻害されると認められる者

ア又はイと同視しうる関係があると認められる者をいう。

2 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成員の共通の資格要件

応募者の構成員は、参加資格確認日において岡崎市入札参加業者資格者名簿に登録されており、かつ次のいずれにも該当しない者とする。

- ア PFI法第9条の規定に該当する者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ウ 岡崎市入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止処分を受けている期間にある者
- エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法に基づく特別清算開始命令がなされている者
- オ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者

- カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告がなされている者
- キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者
- ク 国税、愛知県税及び岡崎市税を滞納している者
- ケ 本事業のアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（「資本面において関連がある者」とは当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下同じ。）
本事業のアドバイザリー業務に関与した者は、次のとおり。
 - ・大日コンサルタント株式会社 名古屋支社（名古屋市中村区名駅 5 丁目 27 番 13 号）
 - ・弁護士法人小出水野法律事務所（岐阜県岐阜市今沢町 12 番地岐阜新聞別館 5 階）
- コ 審査委員会（「第 6.1 審査委員会の設置」で規定する。）の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者

（2）応募者の構成員の各業務を実施する者の資格要件

応募者の構成員のうち、少なくとも一者以上が、次の参加資格要件を満たすこと。（複数の要件を満たす構成員は、複数の業務を実施できるものとする。）

ア 設計業務（水道施設を除く。）を実施する者の要件

- a 國土交通省の建設コンサルタント登録規定に基づき國土交通省に登録された企業であること。
- b 過去 10 年以内において、開発面積が 10ha 以上の詳細設計業務（開発許可申請書類の作成を含むものに限る。）の受注実績があること。
- c 都市計画法第 31 条に規定する國土交通省令で定める資格を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係にある管理技術者を適切に配置できること。

イ 施工業務（水道施設を除く。）を実施する者の要件

施工業務を実施する者は、建設業法第 26 条に基づく監理技術者又は主任技術者を専任かつ常駐で適切に配置できる者で、次の要件を満たす者であること。なお、複数の者で分担し、（ア）、（イ）の要件をそれぞれが満足することでも構わない。

(ア) 施工業務（東名高速道路跨道橋を除く。）を担当する者の要件

- a 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による土木一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- b 岡崎市内に建設業法上の主たる営業所を有する者については、岡崎市総合評定値算定要領に基づく総合評定値が 1,000 点以上の者であること。岡崎市外の者については、建設業法の規定に基づく経営事項審査結果における土木一式工事の総合評定値が 1,000 点以上の者であること。

(イ) 東名高速道路跨道橋を担当する者の要件

- a 建設業法第 3 条第 1 項の規定による鋼構造物工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- b 中日本高速道路株式会社の競争参加有資格者公表名簿（鋼橋上部工工事）に登録されていること。

ウ 維持管理業務を実施する者の要件

- a 構成員のうち、イ 施工業務を実施する者であること。
- b 道路管理支援士、技術士（総合技術監理部門-建設又は建設部門-道路）、一級土木施工管理技士、R C C M （道路）のうち、いずれかの資格を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係にある業務責任者を配置できること。

エ 企業誘致支援業務を実施する者の要件

特に求める資格要件はないが、構成員のうちア 設計業務又はイ 施工業務を実施する者で、企業誘致支援業務を確実に遂行できること。

(3) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、応募者が上記参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該応募者は市と協議するものとする。

(4) 確実な業務遂行体制

(1) 及び (2) に掲げる資格要件を満たすほか、その他業務（測量、環境影響調査等）を実施する者は、確実な業務遂行のため、各種法令を遵守するとともに、豊富な経験及び専門知識を有した者を配置すること。

(5) 地元企業への配慮

地域経済活性化の観点から、応募者の構成、本事業の実施に当たっては、本市内に本社を有する企業の活用に努めること。

第4 事業者募集等のスケジュール

1 事業者の募集及び選定の方法

市は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、本事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら、事業者の選定を進める。
なお、事業者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行う。

2 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は、次の手順及びスケジュールで実施する。

なお、下記スケジュールは、市の都合により変更する場合がある。

日 程	内 容
令和3年4月30日（金）	募集の公告（募集要項等の公表）
令和3年5月21日（金）、25日 (火)	現地説明会 ※25日は、雨天時の予備日
令和3年4月30日（金）～ 5月31日（月）	募集要項等に関する質問の受付・締切り
令和3年7月2日（金）	募集要項等に関する質問の回答の公表
令和3年7月2日（金）～ 8月6日（金）	参加表明書、参加資格確認申請書及び一次提案書の受付
令和3年8月下旬	資格審査及び一次審査結果の通知
令和3年9月上旬	競争的官民対話
令和3年9月中旬～11月上旬	二次提案書の受付・締切り
令和3年11月下旬	二次提案書に関するプレゼンの実施
令和3年12月中旬	二次審査、優先交渉権者（次点交渉権者）の決定及び公表
令和3年12月下旬	基本協定の締結
令和4年1月	事業契約の仮契約締結
令和4年3月	事業契約の本契約締結（議会議決）

※本事業の実施に当たっては、予算及び事業契約に関する議案を市議会に提出し、これら議案の成立後に事業契約の締結となる。

第5 応募手続き等

1 現地説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、現地説明会として、現地の状況を確認していただく。説明会の詳細は次に記載のとおり。

○開催日時：令和3年5月21日（金）10時～16時

○場所：事前に市が用意する地図に従って、各自で歩く。（集合はしない。）

○参加者：本事業に参加を希望する事業者とし、1社4名（車は1台）まで。

○申込方法：別添3「様式集及び記載要領」に従い、様式1-1「説明会参加申込書」を作成し、E-mail（ファイル添付）にて申し込むこと。（文書形式は、Microsoft-Word又はPDFとする。）

※E-mailによる提出の際は、件名に「阿知和PFI 説明会申込書（会社名）」と表記すること。また、開封確認メッセージの要求を設定してから送付すること。

○申込先：岡崎市 総合政策部 地域創生課

E-mail : chiikisosei@city.okazaki.lg.jp

○申込期限：令和3年5月17日（月）17時必着

○留意事項：説明会当日は資料を配布しないため、必要なものは持参すること。

2 募集要項等に関する質問の受付・回答の公表

募集要項等の記載の内容に関し、質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

○受付方法：別添3「様式集及び記載要領」に従い様式1-2「募集要項等に関する質問書」を作成し、E-mail（ファイル添付）にて提出すること。使用する様式のファイル形式（Microsoft Excel形式）は変更しないこと。

※E-mailによる提出の際は、件名に「阿知和PFI 質問書（会社名）」と表記すること。また、開封確認メッセージの要求を設定してから送付すること。

○提出先：岡崎市 総合政策部 地域創生課

E-mail : chiikisosei@city.okazaki.lg.jp

○提出期限：令和3年5月31日（月）17時必着

3 参加表明書、参加資格確認申請書及び、一次提案書の受付

応募者は、本事業に関する参加表明書、参加資格を満たすことを証明するための書類及

び一次提案書を受付期間内に、持参により提出すること。

○受付期間：令和3年7月1日（木）から8月6日（金）

9時～17時（閑庁日を除く）

○提出様式：別添3「様式集及び記載要領」に従い作成すること。

○提出先：〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市 総合政策部 地域創生課

4 資格審査及び一次審査結果通知書の送付

資格審査及び一次審査を行い、上位3～5者を一次審査通過者として選定する。審査の結果は、令和3年8月下旬を目途に応募者の代表企業に受付番号とともに通知する。（参加資格確認申請書を7月20日までに提出した場合は、資格確認結果を7月30日までに連絡する。）

審査方法等の詳細は、別添2「審査基準書」を参照すること。

5 資格審査及び一次審査における非通過理由の説明要求の受付

資格審査及び一次審査結果の通知により、非通過となった応募者の代表企業は、資格審査及び一次審査結果に記載する期間に、書面（※別添3「様式集及び記載要領」に従い作成すること。）により、説明を求めることができる。

6 参加を辞退する場合

一次審査を通過した応募者（以下「一次審査通過者」という。）が参加を辞退する場合は、二次提案書の提出期限までに参加辞退届（※別添3「様式集及び記載要領」に従い作成すること。）を岡崎市 総合政策部 地域創生課に提出すること。

7 競争的対話の実施

市は、一次審査通過者に対して、一次提案書に基づき競争的対話を実施する。競争的対話は、要求水準書等について、市と事業者の認識に齟齬がないこと、より適確な提案につなげることを目的に実施する。

なお、競争的対話の実施日等の詳細は、一次審査通過者に対し、別途通知する。

8 二次提案書の受付

一次審査通過者は、二次提案書（※別添3「様式集及び記載要領」に従い作成すること。）を受付期間内に、持参により提出すること。

なお、二次提案書の受付期間等の詳細は、一次審査通過者に対し、別途通知する。

9 二次提案書に関するプレゼンの実施

二次提案書の内容の確認のため、応募者に二次提案に関するプレゼンを求める。

なお、プレゼンの日時、場所、実施方法等の詳細については、二次提案書を提出した応募者に対し、別途通知する。

10 優先交渉権者の決定及び公表

提出された提案書類の内容について総合的な評価を行い、優先交渉権者を決定する。審査結果は、令和3年12月中旬を目途に評価の内容と併せて応募者に通知するとともに市ホームページにおいて公表する。

11 応募に関する留意事項

(1) 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触することのないように留意すること。

また、応募者は、この募集要項に定めるもののほか、その他関係法令を遵守すること。

(2) 提案書の差し替え等の禁止

応募者は提出後の提案書の差し替え及び再提出をすることができない。

(3) 募集の延期等

市長は、特に必要があると認めたときは、募集を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(4) 提案内容の水準

応募者が提出する提案書類一式の内容は、別添1「要求水準書」に示す要求水準と同等又はそれ以上の水準でなければならない。

(5) 提案の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- ・提案書の記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できない提案
- ・応募に関し不正行為をした者の提案
- ・提案書に虚偽の記載があった場合
- ・参加資格がない者の提案
- ・提案に必要な書類が不足している場合

(6) 費用の負担

提案に係る費用は、応募者の負担とする。

(7) 使用言語、単位及び通貨

応募に際して使用する言語は日本語、通貨単位は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

(8) 提案書の取扱い

応募者が市に提出した提案書は、返却しない。

(9) 市の提供する資料の取扱い

応募者（提案書の提出までに辞退した者を含む。）は、市が提供する資料をこの募集に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(10) 著作権等

応募者から提出された提案書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の公表及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できる。

(11) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、保守管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによつて市が損失又は損害を被つた場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(12) 情報公開

情報公開請求があった場合は、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号）に基づき、提案書を公開することがある。

(13) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたつて必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

12 提案価格の上限

本事業の実施にあたり市が算定した予定価格（提案上限額）は、下記のとおりであり、応募者はこの価格を上限として提案すること。

予定価格（提案上限額）： 14,252,430,900 円（税込）

また、以下に示す仕様発注分に係る費用、性能発注分に係る費用の予定価格（提案上限額）は、下記のとおりであり、応募者はこの価格を上限として提案すること。

ただし、仕様発注分に係る費用については変更予定であり、一次審査通過者に対し、競争的対話において提案上限額を通知する。

予定価格の内訳（提案上限額）等

項目	金額
岡崎市阿知和地区工業団地造成事業費	14,252,430,900 円
性能発注分（仕様発注分を除く調査・設計業務、施工業務、維持管理業務、企業誘致支援業務）に係る費用	13,530,392,000 円
仕様発注分（東名高速道路跨道橋の施工）に係る費用	722,038,900 円
(参考) ※当初契約に含まない（予定価格に含まない）北アクセス道路の施工に係る費用	785,000,000 円

第6 優先交渉権者の決定等

1 審査委員会の設置

提案に係る審査は、学識経験者等の外部委員等により構成される審査委員会において行う。なお、審査委員会の会議は、非公開で行う。

審査委員会の委員は、次のとおりである。

区分	委員氏名 (敬称略)	所属・役職
委員長	奥野 信宏	名古屋都市センター長
委 員	小川 光	東京大学 教授
委 員	竹内 恒夫	名古屋大学大学院 名誉教授
委 員	秀島 栄三	名古屋工業大学大学院 教授
委 員	三浦 博	日本政策金融公庫 岡崎支店長

募集の公告後、本事業の優先交渉権者決定までの間に、事業者の選定に関して、応募者（個々の構成企業を含む。）又はその者と同一と判断されるものが、審査委員会の委員に面談を求め、応募者のPR書類等を送付する等により、当該応募者を有利に、又は他社を不利にするように働きかけることは禁じる。また、審査委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これらの禁止事項に抵触したと市又は審査委員会が判断したときは、当該応募者は、応募の資格を失うものとする。

2 審査基準等

優先交渉権者の決定に当たっての審査基準等については、別添2「審査基準書」を参照すること。

3 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査に基づき優先交渉権者を決定する。

4 選定結果の公表

市は、優先交渉権者を決定した場合は、応募者に速やかに通知するとともに選定結果を市ホームページ等で公表する。

5 審査講評及び計画概要書の公表

客観的な評価となる審査講評及び計画概要資料の公表を行う。優先交渉権者は、提案書をもとに計画概要資料（A3判片面1枚を想定）の作成を行うものとする。

第7 提案に関する条件（事業実施に関する事項）

1 立地条件等

整備予定地の立地条件等は以下のとおりである。

(1) 所在地

岡崎市東阿知和町、西阿知和町及び真福寺町地内

(2) 事業規模（主なもの）

- ・阿知和地区工業団地 開発面積 A=約 63ha
- ・北アクセス道路 L=約 0.72km
- ・井ノ口橋の架け替え
 - ・撤去(PC ラーメン橋) 橋長 L=約 42m
 - ・新設(鋼単純少數主桁橋(合成床板)) 橋長 L=約 43m
- ・西阿知和橋の撤去(PC ラーメン橋) 橋長 L=約 42m

(3) 土地利用規制

開発に係る規制法	個別法に係る地区・区域	対象区域
都市計画法	市街化区域（工業専用地域） 阿知和地区計画 ※地区計画において、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。	全域
森林法	地域森林計画対象民有林	山林部全域
	保安林	1筆 (3,130m ²) 非改変緑地を予定
農業振興地域の整備に関する法律	なし	
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	計画地西側
砂防法	砂防指定地	全域
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	全域

(4) インフラ状況等

種別	概況
道路	計画地北部：県道長沢東蔵前線 計画地南部：都市計画道路岡崎環状線 県道南大須鴨田線 計画地西部：東名高速道路 ※（仮称）岡崎阿知和スマートIC、北アクセス道路、南アクセス道路及び西アクセス道路の整備を予定
上水道	計画地南部：橋梁部 SUS φ 50、一般部 PE φ 50
下水道	下水道は整備されていない。
農業用水	計画地に隣接する農業用地あり。パイプラインはない。
工業用水	近傍に工業用水はない。

2 本事業に関連する資料等

本事業に関する情報提供のため、本事業に関連する資料（以下、「貸与資料」という。）を希望者に貸与する。貸与資料は、市が用意した CD 又は DVD により貸し出す。（印刷物の貸し出しは行わない。）なお、次に示す貸与資料に限らず、市が本事業にあたり必要と判断した際は、第 9_2 に示す市ホームページで隨時、案内のうえ貸与を行う。

貸与資料について、誤謬等があることを発見した場合は、第 5_2 に定める方法に準じて、誤謬等の内容を報告すること。その際、誤謬等の内容がわかるように該当箇所を抜粋して示した資料等を添付すること。報告を受けた市は内容を調査し、その結果を公表する。

(1) 貸与資料の一覧

NO	資料名	備 考
1	平成 27 年度～平成 28 年度 岡崎市阿知和地区工業団地造成事業に係る 生活環境等影響調査業務 報告書	抜粋版のみ
2	平成 28 年度～平成 29 年度 岡崎市阿知和地区工業団地造成事業に係る 生活環境等影響調査補完調査業務 報告書	抜粋版のみ
3	平成 28 年度 阿知和地区工業団地造成事業に伴う周辺道路検討業務 報告書	
4	平成 30 年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書	
5	平成 30 年度 阿知和地区工業団地造成事業に係る地質調査業務 報告書	
6	平成 30 年度 阿知和地区工業団地周辺航空レーザー測量業務 報告書	
7	平成 30 年度 (仮称) 岡崎阿知和スマートインターチェンジ 準備段階調査検討業務 報告書	
8	平成 30 年度 (仮称) 岡崎阿知和スマートインターチェンジ 予備設計業務 報告書	
9	平成 30 年度 阿知和地区工業団地仮設防災実施設計業務 報告書	
10	令和元年度 阿知和地区工業団地配水施設基本計画策定業務 報告書	
11	令和元年度 市道岡崎阿知和スマートインターチェンジ線地質調査業務 報告書	
12	令和元年度 阿知和地区工業団地整備に伴う都市計画協議資料作成業務 報告書	
13	阿知和地区工業団地造成事業基本設計業務に係る計画平面図 (C A D 図面)	
14	阿知和地区工業団地周辺航空レーザー測量業務に係る回転翼計測成果 (点群データ)	
15	航空レーザー測量に係る地形図の集合版	
16	北部一般廃棄物最終処分場竣工図	

追加 1	令和2年度 排水路基本修正設計業務成果（北側排水路流末水路設計成果）	準備でき次第貸与
追加 2	令和2年度 阿知和地区工業団地造成事業地区界測量業務成果	7月貸与予定
追加 3	令和元年度 阿知和地区工業団地北アクセス道路予備設計業務成果	
追加 4	仁木浄水場監視制御システム関連資料	
追加 5	令和元年度 阿知和地区工業団地造成事業に係る地質調査業務成果 R2 追加ボーリング調査及び周辺の水文調査成果	
追加 6	平成30年度 岡崎市阿知和地区ビオトープ基本計画策定業務成果 市でビオトープ整備を実施した場合に想定された計画	
追加 7	令和元年度（仮称）岡崎阿知和スマートインターチェンジ詳細設計業務 報告書	
追加 8	令和元年度 市道岡崎阿知和スマートインター線詳細設計業務 報告書	
追加 9	令和元年度 市道岡崎阿知和スマートインター線詳細設計業務その2 報告書	準備でき次第貸与

※「阿知和地区工業団地北アクセス道路詳細設計業務」、「阿知和地区工業団地南アクセス道路詳細設計業務」のほか、本事業に関連して別途、市が実施する予定の設計等の報告書は、事業者の決定後に事業者に貸与する予定とする。

（2）申込手続き

○申込方法：別添3「様式集及び記載要領」に従い、様式1-3「貸与資料申込書」を作成し、E-mail（ファイル添付）にて申し込むこと。（文書形式は、Microsoft-Wordとする。）

※E-mailによる提出の際は、件名に「阿知和PFI 貸与資料申込書（会社名）」と表記すること。また、開封確認メッセージの要求を設定してから送付すること。

○申込先：岡崎市 総合政策部 地域創生課

E-mail : chiikisosei@city.okazaki.lg.jp

（3）受取・返却方法

○受取方法：様式1-3「貸与資料申込書」に記載の貸与希望日に地域創生課を訪問し、貸与を受けること。（閉庁日を除く9時から16時まで（12時15分から13時15分を除く）の訪問とすること。）ただし、市から別途、連絡等があった場合はこの限りでない。なお、受取にあたっては、別添3「様式集及び記載要領」に従い、様式1-4「守秘義務の遵守に関する誓約書」を作成のうえ、持参し、提出すること。市は当該誓約書と引き換えに貸与資料の貸与を行う。

○返却方法：貸与資料は、貸与資料の受取日から2週間以内に、地域創生課に返

却すること。

3 土地の取得等に関する事項

本事業の事業用地のうち阿知和地区工業団地に係る用地は既に契約済みで令和3年度中に引渡しを受ける予定である。また、本事業に関わる造成協力地及び西アクセス道路は令和3年度中に、北アクセス道路に係る用地は令和4年度中に市が取得する予定である。事業者は、施工業務等の遂行に必要な範囲で、土地を無償で使用することができるものとする。

4 業務の要求水準

事業者が遵守すべき業務の要求水準は、別添1「要求水準書」に示す。

5 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約書に定めるところに従って、応募の際に提出した提案書類の内容を誠実かつ確実に遂行し、責任を履行しなければならない。

事業契約の締結に当たっては、事業の履行を確保するために、履行保証保険等による事業期間中の履行保証を行うこととする。詳細については、別添7「事業契約書（案）」に示す。

6 事業の終了

事業期間が終了する以前に、事業の継続が困難となり、事業を終了する場合、事業者は事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

また、事業期間の終了時においては、事業者は本施設を要求水準書に示す良好な状態で市に引き継ぐものとする。

7 本事業の実施状況のモニタリング

事業者が実施方針及び募集要項等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかをモニタリングにより確認する。

モニタリングに係る費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

モニタリングの結果、事業者の提供するサービスがあらかじめ定められた条件、又は要求水準を下回ることが明らかになった場合には、その内容に応じて是正勧告、支払の延期、契約解除等の措置をとる。

モニタリングの詳細は、別添8「モニタリング計画書」に示す。

第8 事業契約に関する事項

1 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに、基本協定書（案）に基づき、基本協定を市と締結しなければならない。

2 SPCの設立

優先交渉権者は、SPCの設立を提案する場合は、会社法に定める株式会社として事業契約締結までに設立すること。

3 優先交渉権者との交渉と事業契約の締結

市は、選定した優先交渉権者と契約内容の詳細について協議し、事業契約に関する議会の議決を経た後、事業契約を締結する。協議が調わなかった場合、次点交渉権者と協議を行う。

(1) 契約内容

事業契約は、事業契約書（案）及び提案内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき業務に関する内容や金額、支払方法等を定める。

(2) 事業契約に係る契約書作成費用等

事業契約の検討に係る優先交渉権者側の弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

4 契約保証金等

事業者は、事業契約書の定めに基づき契約保証金等を納付するものとする。

5 事業者の権利義務等に関する制限

事業者は、事前に市の書面による承諾を得た場合を除き、事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

6 市と事業者の責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別添7「事業契約書(案)」に定めるとおりとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。

なお、これらの資料に示されていないリスク分担等については、市と事業者双方の協議により定める。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関して法制上及び税制上の措置等は行わない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関して財政上及び金融上の支援等は行わない。

(3) その他支援に関する事項

本事業に係る義務を履行するために必要となる関係法令に基づく許認可は、市の責任において取得するものとし、事業者は、許認可の取得及び届け出に必要な資料の作成その他について協力するものとする。

ただし、事業者自らが取得する必要のある許認可等は、事業者の責任及び費用負担により取得するものとし、市は必要に応じて協力をを行う。

8 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 協議方法に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について、市と事業者の間に疑義が生じた場合には、双方誠意をもって協議を行う。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所 岡崎支部を第一審の専属所轄裁判所とする。

9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 具体的事由、当事者間の措置に関する事項

本事業の確実な履行を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が

困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置について定める。

(2) 契約解除等の方法に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書の規定に従い次の措置をとることとする。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 事業者の実施する業務内容が要求水準書及び提案内容に基づき契約時に定められる水準を下回る場合、又はその他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行若しくはその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることとする。
- (イ) 事業者が当該期間内に是正をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することとする。
- (ウ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することとする。
- (エ) 上記の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は市に生じる損害を賠償するものとする。

イ 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- (イ) 上記の規定により事業者が事業契約を解除した場合、市は事業者に生じる損害を賠償するものとする。

ウ 不可抗力等の事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、事業契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。
- (イ) 事業契約書に定めのない場合は、市と事業者は事業継続の可否について協議を行い、適切に対応するものとする。

第9 その他

1 議会の議決

市は、事業契約の締結に関する議案を令和4年3月定例会に付議する予定であり、本事業は、これら議案の可決が実施の条件となる。

なお、これら議案が否決された場合において、優先交渉権者に損害が生じても、市はその賠償の責めを一切負わない。

2 情報の公表

本事業に関する今後の公表資料等については、基本的に、次の市ホームページにおいて公表する。なお、契約締結等に関する情報については、市と事業者における契約内容のみを公表し、公表の内容については事業者と協議のうえ決定する。

本事業に係る市ホームページアドレス：

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1551/1040/atiwakogyo.html>

3 担当部署

本事業の担当部署は、次のとおりである。

岡崎市 総合政策部 地域創生課

〒441-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

TEL：0564-23-7214

FAX：0564-23-6698

E-mail：chiikisosei@city.okazaki.lg.jp